収受
3.11.15
日本税理士会連合会

課 総 10－21
令和３年11月15日

日本税理士会連合会
会長　神津　信一　様

国税庁課税部課税総括課長
上良　睦彦

改正電子帳簿保存法に関する周知等について（依頼）

平素より税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

電子帳簿保存法については、令和３年度税制改正において、電子帳簿等保存やスキャナ保存に係る手続が抜本的に簡素化されるとともに、電子取引データ保存について出力書面等の保存をもって代える措置が廃止される等の改正が行われました。

国税庁では上記改正について、本年５月には改正のポイントをまとめたパンフレット「電子帳簿保存法が改正されました」を、同７月には取扱通達（趣旨説明）及び一問一答（Ｑ＆Ａ）をそれぞれ公表するとともに、随時ご要望に応じて説明会等への講師派遣を行っております。

（参考）これまでに公表している主な資料の掲載先
国税庁ホームページ ＞ 法令等 ＞ その他法令解釈に関する情報
＞ 電子帳簿保存法関係 ＞ 11.令和３年度税制改正
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm
（リンク先）

今般、説明会等の場においてご質問が多かった事項への回答等をまとめた資料や、説明会等の内容をまとめた動画等を追加で作成いたしました。

つきましては、これらについて各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様にお知らせいただく等、周知広報に関してご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。また、各税理士の皆様にあっては、顧問先の方々に対しましても、当該周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

【追加作成資料の一覧】

① 一問一答（Ｑ＆Ａ）補足資料『お問合せの多いご質問（令和３年11月）』
〔概要〕説明会等の場においてご質問が多かった事項への回答等
② YouTube 動画『教えて!!令和３年度改正 電子帳簿保存法』
〔概要〕説明会等の内容を YouTube 動画にまとめたもの
③ 各制度の概要パンフレット
〔概要〕電子帳簿等保存、スキャナ保存、電子取引データ保存それぞれに関して、その要件等を２ページでまとめたもの（近日中にホームページ掲載予定）

なお、電子帳簿保存法に関しては、税を考える週間ホームページにも特設ページを設けておりますので、参考としていただければ幸いです。
https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/dennsityoubo.htm
（リンク先）

連絡先：国税庁課税総括課（税務手続係）
電　話：03-3581-4161
担　当：長内・太田（内線 3175・3898）